

第 1 回乳幼児睡眠用製品専門部会議事要録（案）

I 日 時：2025 年 6 月 30 日（月）14 時 00 分～16 時 00 分

II 場 所：一般財団法人製品安全協会 会議室 及び Microsoft teams meeting system

III 出席状況：

委員：

本人出席 18 名

委任状 1 名

出席者計 19 名

欠席者 1 名

オブザーバー：

経済産業省 大臣官房 産業保安・安全グループ 製品安全課

経済産業省 製造産業局 生活製品課

消費者庁消費者安全課

こども家庭庁成育局安全対策課

事務局：

一般財団法人製品安全協会：高島理事長、関専務理事、菅参与、ほか関係者

IV 配布資料：

(0) 議事次第

(専 1)-1 乳幼児睡眠用製品専門部会委員名簿

(専 1)-2 乳幼児睡眠用製品に関する基準整備の進め方

(専 1)-3 ISO ガイド 50（子どもの安全）及び ISO ガイド 51（リスク管理の在り方）

(専 1)-4 乳幼児の睡眠時における事故について

(専 1)-5 乳幼児睡眠用製品に共通する安全基準によるリスクと対応

(専 1)-6-1 寸法のまとめ（ASTM）

(専 1)-6-2 寸法のまとめ（EN）

V 議 事：

1. 開催挨拶：

- ・製品安全協会/高島理事長より開催の挨拶を行った。

2. 開会・議長選出

- ・関専務理事より、本委員会を録音すること及び録音の内容は本委員会限りとする旨の説明があり承認された。
- ・本専門部会の委員長として西田委員が推薦され、承認された。
- ・以下、西田委員長が議長となり、議事進行を行った。

3. 委員・オブザーバー自己紹介

- ・西田委員長から順に、専門部会委員の自己紹介を行った。
- ・経済産業省大臣官房産業保安・安全グループ製品安全課から順にオブザーバーの自己紹介を行った。

4. 意見交換

- (1) 資料確認及び資料の説明、(2) 委員、オブザーバからのコメント他（時系列で記載）

事務局から配布資料の確認の後、資料「(専 1)-2 乳幼児睡眠用尾製品に関する基準整備の進め方」の説明に先立ち、本専門部会では、経済産業省が検討を進めている乳幼児製品の強制規格化の動きに呼応し、製品安全協会としてリスクが高い製品群についての安全基準の検討・見直しを行うためのものであること。協会としては、事故・ヒヤリハット事例を踏まえれば、乳幼児睡眠用製品、乳幼児搬送用製品、椅子類の優先順位が高いと考え、関連製品の基準制定・改正を行おうとするものであること。専門部会では、ベビーベッド、小型ベビーベッド（バシネット）、ベッドサイドスリーパー、及び、ベッドガードについて安全基準の制定・改正の検討を行うこと。ベビーベッドは PSC 品目であり SG 基準もあるが、長年見直されておらず欧米の安全基準とのギャップが生じていること、ベッドガードについても SG 基準があるが、米国、及び国内においても窒息事故事例があり、危険な隙間を作らないようにする必要があること、バシネットとベッドサイドスリーパーには、市場で製品が出回っているが安全基準がないために制定する必要があるとの説明があった。また、睡眠用製品としてはベッドインベッドがあるが、この製品は米国においてはバシネットと位置付けられ実質的にベッドインベッドとしての使用は禁止されていること、及び、窒息、転落のリスクがあり、協会として安全基準を提案することはできないため、検討から外しているとの説明があった。その上で、本委員会の進め方（基本方針及びスケジュール

ル) についての説明が行われ、特段の意見はなく承認された。(ただし、資料に一部誤植があったため事務局が後日差し替える)

事務局から資料「(専 1)-4 乳幼児の睡眠時における事故について」についての説明が行われた。

事務局からの説明のポイントは以下の通り

- ・乳幼児の睡眠時の事故については原因不明のものが多い
- ・大人のベッドから転落している事故が多く、特に 0 歳児の事故が多い。
- ・すき間に挟まれることによる窒息死亡事故が複数起こっており、すき間に関する検討は重要。

事務局の説明の後、以下の通り、小児科医である井上委員のコメントの後、意見交換を行った。

井上委員：事故は製品そのものに起因するものと製品の使い方に起因するもの（例えば柔らかい布団等と組み合わせる等）に分けられる。また、事故原因は窒息、挟まれ、転落に分類でき、窒息は、すき間、マットレスの 2 パターン。従い、基準作成は、すき間、高さ、硬さにフォーカスする必要があると思う。ベッドガードの事故（すき間に挟まり窒息）については、適用月齢が守られていなかったのが原因であるが、適用月齢表示が小さく保護者が見落とししていたと聞いており、表示も重要。

事務局：安全基準があることによって、その製品が安全であると誤解を与えるリスクもある。ベッドガードは、CPSC は使用を推奨していない。しかし、米国内で多くの人が使っているために、やむなく安全基準が設けられている。製品によっては安全基準を作れないとの判断もある。

井上委員：アメリカと日本は住居環境等が違うので違うアプローチが必要な可能性もある。例えば、アメリカではベビーベッドを用い親とは別部屋に寝かせるのが標準的な考え方で、部屋も機密性が高く暖かいためブランケット等が不要。また、保護者の体格が大きいため、製品の大きさ、構造等に対するニーズが違う可能性もある。一方、日欧と比較すると説明書を読まず雑な使い方をする層が多いイメージもあり、そのあたりを考慮した基準となっている可能性もある。

事務局から欧米の基準を参考にすると説明があったが、欧米とは具体的にどこの国をさしているのか。

事務局：米はアメリカであり安全基準としては ASTM 規格、欧は EU で EN 規格が

対象だが、中には EN が定められていないものがあり、例えば、ベッドガードでは英国の BSI 規格を参照している。

河村委員：ベビーベッドの事故（開いた前枠と床板間に挟まれて死亡）が起きた製品は PSC の基準に不適合だったものか。

事務局：事故当時は基準に適合したものであったが、現在は基準が改正（当該すき間に関する基準の追加）されたため、現在の基準では不適合となる。

西田委員長：ベビーベッドには JIS もあったと思うが、JIS はこのような事故に対応する内容であったと記憶している。JIS は活用されていなかったのか。

事務局：JIS は実態として使われておらず、PSC/SG が業界の標準となっていると理解している。

河村委員：すき間の基準はマットレスの厚さに依存しないものにする必要がある。

事務局：マットレスについては厚さ以外に硬さも要件にする必要があると考えているが、ベッドの基準に含めるか、マットレスそのものの基準を作成するかは別途に判断したい。

山崎委員：本事故は、マットレスはあまり関係なく、収納扉の構造が原因。現在は基準が改正されたため、本事故が起こるような製品は作れなくなっている。

山地委員：日本の住環境からベビーベッドを選ぶ際は下に収納がある製品を探した。また、マットレスの硬さ等については、消費者はよく分からない。消費者の使用実態（ニーズ）と乖離がない基準にしてほしい。

井上委員：ベビーベッドは子育てが一段落すると不要となるため、他人にあげたり売ったりすることも多く、古い製品も市場に残っている。また、マットレスは新しいものを使用することもあり、製品が想定していないものを使用する可能性もある。規制できるか分からないが、そこまで考えてアプローチした方がよいと思う。

事務局：製品のリユース等による長期使用については、安全基準だけでの対応は難しく、どのように消費者に啓発していくかは大事な話だと考えている。それ以外に啓発が必要なものとしては、ベッドガードベッドサイドスリーパーにおける添い寝の危険性をどう周知していくかも大事な話と考えている。

西田委員長：消費者の使用実態も考慮して検討していく必要がある。

井上委員：添い寝については、SIDS の危険因子になっている等いろいろな研究結果もあるが、日本には添い寝文化が根付いており、社会問題化もしていないのでこれを変えるのはハードルが高い。小児科医の中での情報共有、情報発信も重要。

石崎委員：ベビーベッドは特別特定製品で基準適合が義務にもかかわらず、基準不適合と思われる違法製品がネット販売で散見される。これらに網をかけることを優先して審議した方がよいのでは。

西田委員長：本件については強制規格化されれば防げる。本委員会はそのための準備の側面もあると考えている。

永田委員：バシネットとベビーベッドの関係では対象月例について消費者が混乱しないようにする必要がある。

バシネット等、日本に基準がない製品についての基準作成は賛同する。ただ、既に基準がある製品で、メーカーの負担につながる栈の幅の改正などは、それなりの根拠がないとメーカー側としては承諾しかねる。また、基準は市場で使われないと意味がないので、運用の厳格化が重要。

事務局から残りの資料についての説明が行われた後、以下の意見交換を行った。

なお、欧米基準についてベッドの栈の幅の根拠を尋ねられたので、事務局から、ちいさな子どもの胴体、臀部がすり抜けて身体が挟まるリスクに対応するものであることと、及び、EN 規格において3か月児の小さな子どもの臀部の厚みが **6.5cm** でありこれが基準の根拠となっていることについて説明をした。

経済産業省製品安全課：昨年の法改正で子供用特定製品という新しいカテゴリーを作り子供の安全確保を進めている。今後については今基準がない製品についてスピード感をもってどう対応していくかが一つの論点になるのではないかと感じた。また、基準があるものについては、その基準の実効性、産業界への影響、事故の実態等も踏まえた丁寧な議論が必要だと感じた。

野口委員：ガイド 50、ガイド 51 に沿って検討していくことが重要。リスクアセスメントにおいて、予見可能な誤使用の明確化とあるが、いろいろな立場の委員がいるので、身体的な特徴、心理的な要因、行動様式、住環境等も含めて議論を深め問題点を抽出してほしい。

井上委員：小児科学会が把握している事故は医療機関を受診した事例のみ。医療機関を受診していない事故の情報を持っている方がいれば検討の参考となるので情報を共有してほしい。

西田委員長：ヒヤリハットや消防庁などが持っているデータなど加味して進められるといいと思う。また、子供の寸法のデータについては NITE が取りまとめた日本の子供の寸法データがあったはずなのでそれを確認してもいいかもしれない。

以上をもって意見交換は終了した。

5. 次回会合について

- ・事務局から次回会合について次の説明があった。

第2回専門部会：

日時：7月24日（木）10:00～12:00 開催

内容：バシネット、ベッドサイドスリーパー、幼児用ベッドガードの検討

第3回専門部会；

日時：8月中～下旬（日程調整中）

内容；乳幼児用ベッドの検討

6. 閉会

- ・製品安全協会/高島理事長より閉会の挨拶を行い第1回専門部会が終了した。

第1回乳幼児睡眠用製品専門部会出欠表（敬称略）

No.	区 分	氏 名	所 属	出欠
1	学識者	西田 佳史	東京科学大学	出席
2		井上 信明	埼玉医科大学総合医療センター	出席
3	消費者	河村真紀子	主婦連合会	出席
4		山地 理恵	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会	出席
5	製造・輸入 事業者	石崎 尚樹	石崎家具株式会社	出席
6		松井 慎吾	株式会社カトージ	出席
7		尾崎 泰彦	株式会社キンタロー	出席
8		山本 正彦 代理：小西 香織	ニューウェルブランズ・ジャパン合同会社	出席
9		山崎 吉典	株式会社ヤマサキ	出席
10		永田 雅一	株式会社大和屋	出席
11		伊藤 晃浩	株式会社ヤトミ	出席
12		曾川慎之助	株式会社グランドールインターナショナル	出席
13		蒲谷 祐	コンビ株式会社	出席
14		深井 誠	デンビー株式会社	出席
15	流通・販売 事業者	野口福太郎	株式会社赤ちゃん本舗	出席
16		喜田 清香	日本トイザラス株式会社	欠席
17	検査機関	大口 達郎	一般財団法人ボーケン品質評価機構	出席
18		奥野 祐一	一般財団法人日本文化用品安全試験所	出席
19		山本 英俊	テュフズードジャパン株式会社	出席
20		三好 英樹	独立行政法人製品評価技術基盤機構製品安全センター製品安全支援課	出席